

予算の繰越使用の報告について

令和4年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2023年（令和5年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

報告理由

令和4年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越額を使用するので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法 抜粋

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

令和4年度藤沢市下水道事

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	南部処理区管渠建設事業	378,309,130	6,187,500	372,121,630
		東部処理区管渠建設事業	67,000,000		67,000,000
		辻堂浄化センター建設事業	991,000,000	335,000,000	656,000,000
		大清水浄化センター建設事業	14,900,000	2,900,000	12,000,000
		新市街地下水道建設事業	28,100,000		28,100,000
		相模川流域下水道建設事業	46,000,000		46,000,000

業費特別会計予算繰越計算書

(単位 円)

左の財源内訳			損益勘定 留保資金	不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
特定財源						
国県支出金	地方債	その他				
61,500,000	309,300,000		1,321,630			国庫補助金の追加内示を受けたこと、水道管の移設により不測の日数を要したこと及び入札不調等により不測の日数を要したため
9,500,000	44,500,000		13,000,000			国庫補助金の追加内示を受けたこと及び入札不調により不測の日数を要したため
274,100,000	381,800,000		100,000			国庫補助金の追加内示を受けたこと、半導体の部品供給に時間を要したこと及び施工の検討に時間を要したため
	12,000,000					委託先において契約手続に不測の日数を要したため
			28,100,000			入札不調により不測の日数を要したため
	46,000,000					支障物件の撤去作業に伴い不測の日数を要したため